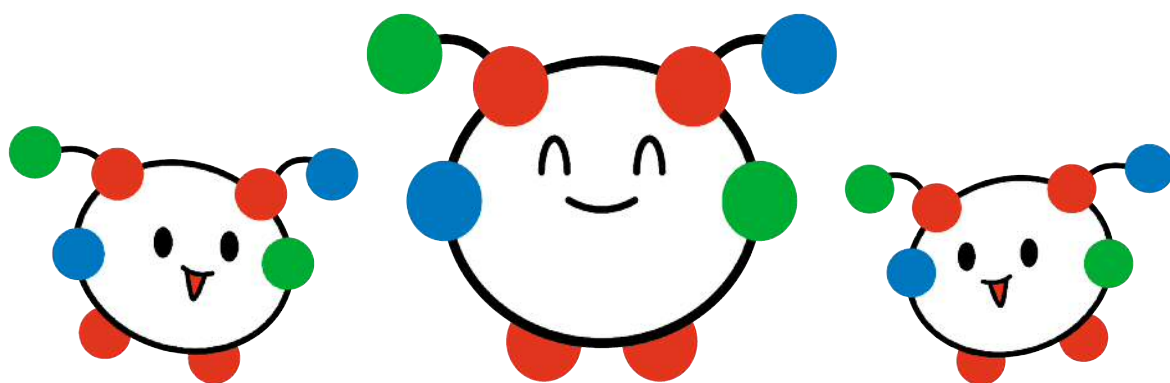


「富山型デイサービス」

起業ガイド



ほっと

あっと

なんと

なん
南
と
砺
し
市

南砺市で「富山型デイサービス」を 起業しませんか？



「富山型デイサービス」は、富山から全国に発信した、新しい形の福祉サービスです。赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、誰もが一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる場所、それが「富山型デイサービス」です。その「富山型デイサービス」を南砺市で起業してみませんか？

南砺市の関連する補助金等の情報や富山県の支援策をご紹介します。詳しくは南砺市ホームページ、記載の南砺市担当課または富山県厚生部厚生企画課にお問い合わせください。

(注) 下記記載の内容は、年度等によって変更される場合があります。



南砺市のホームページ <http://www.city.nanto.toyama.jp>
サイト内検索 … 起業ガイド

1. 富山型デイサービス施設整備事業 【担当 富山県 厚生企画課・南砺市 福祉課】
(Tel 076-444-3197 ・ 0763-23-2009)
高齢者、障害者、児童等が障害の有無や年齢にかかわらず利用できる富山型デイサービス施設の新築整備に対し助成します。(基準額 12,000 千円 補助率県 1 / 3 ・ 市 1 / 3)
2. 富山型デイサービス住宅活用施設整備事業 【担当 富山県 厚生企画課・南砺市 福祉課】
(Tel 076-444-3197 ・ 0763-23-2009)
 - ① 住宅等改修
富山型デイサービス施設を民家等の既存施設を改修することにより新設整備することに対し助成します。(基準額 6,000 千円 補助率県 1 / 3 ・ 市 1 / 3)
 - ② 機能向上 (改修)
既存の富山型デイサービス施設が、住まい (宿泊) 機能等を付加するなど、サービスの多機能化を図るために施設を改修することに対し助成します。(基準額 6,000 千円 補助率県 1 / 3 ・ 市 1 / 3)

③ 機能向上（環境改善備品等）

既存の富山型デイサービス施設の利便性の向上を図るための備品の購入経費に対し助成します。（基準額 600 千円 補助率県 1 / 3 ・ 市 1 / 3）

3. 福祉車両設置推進事業【担当 富山県 厚生企画課】(Tel 076-444-3197)

富山型デイサービス施設の利用者の円滑な移動を確保するための福祉車両の購入に対し助成します。（補助基本額 車イス対応 500 千円／台、回転シート等 100 千円／台）

4. 富山型デイサービス起業家育成講座【担当 富山県 厚生企画課】(Tel 076-444-3197)

「地域密着・小規模・多機能（多様性）」をコンセプトにした柔軟な民間デイサービスを企業したいと思う熱意のある方を対象とした連続講座です。

富山方デイサービスの起業にあたっての留意点や経営、税務などの制度の説明のほか、実際に起業された方の身近な体験談なども盛り込んだ内容となっています。例年 7 月から 11 月まで、月 1 回（全 5 回）

5. 富山型デイサービス職員研修会【担当 富山県厚生企画課】(Tel 076-444-3197)

富山型デイサービスの職員に対し、高齢者、障害者、児童などの分野を横断する総合的な研修を行い、サービスの質の向上を図ります。

6. 南砺市空き家バンク【担当 南砺市 南砺で暮らしません課】(Tel 0763-23-2037)

南砺市では市内の空き家情報をホームページ上で提供しています。利用上の注意事項等を承諾のうえ、空き家情報をご覧ください。南砺市では、空き家バンクの活用を促進するため、空き家バンクに登録いただいた物件が賃貸又は売買され、居住された場合に、登録者と利用者に補助金を交付しています。

★ 空き家バンク登録者…賃貸借促進として（入居 1 年を経過後）年間家賃の 5 分の 1（限度額 5 万円）、住宅売却促進として売買代金の 10 分の 1（限度額 10 万円）を補助します。

★ 空き家バンク利用者…賃貸住宅改修等には増築、改築等の経費の 5 分の 1（限度額 10 万円）、購入住宅改修等には、増築、改築等の経費の 10 分の 1（限度額 20 万円）を補助します。

7. 空き店舗対策支援事業補助金制度【担当 南砺市 商工課】(Tel 0763-23-2018)

商店街・団体・個人等が空き店舗・空き家・住宅等を購入、又は賃貸し、改装して商店街活性化に資するための目的に対して補助金を交付します。

★ 空き店舗等改装事業…補助限度額 300 万円／個人 但し同様の県・市の補助事業との併用は不可。また事業経営は 3 年以上続けて行うこと。【補助率 1/2】

- ★ 空き店舗等借上事業 (改装事業と併用可能)
補助限度額 月額 25,000 円以内とし 36 ヶ月 【補助率 1/2】
- ★ 販売促進事業 …補助限度額 40 万円
広告料・展示会等参加費

これらの補助を希望される方は、事前に商工課にご相談ください。

8. 南砺市定住奨励金制度【担当 南砺市 南砺で暮らしません課】(Tel 0763-23-2037)

転入奨励金（市外居住者）と持ち家奨励金（市内居住者）の2つの奨励金制度を実施しています。この機会に、住宅の取得を考えてみませんか？

- ★ 転入奨励金：市外居住者が、南砺市内に定住を目的として住宅用地と住宅を取得した場合に交付します。新築住宅の場合 100 万円、中古住宅 60 万

対象者：5年以上市外に居住している方

5年以上市外に居住していた方で、平成 20 年 4 月 1 日以降に南砺市に転入し、2年以内に同一敷地外に新たに住宅用地と住宅を取得して転居する方です。

- ★ 持ち家奨励金：市内住居者が、市内で新たな住宅用地と住宅を取得し、入居した場合に交付します。新築住宅の場合 30 万円、中古住宅 10 万円

対象者：市内に居住している方、または、市外での居住が5年未満の方です。

実施期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに住宅を取得し、入居してください。

9. 民間賃貸住宅居住補助【担当 南砺市 南砺で暮らしません課】(Tel 0763-23-2037)

南砺市では、定住人口の増加を図るため、定住奨励制度を実施しています。この機会に、南砺市で暮らしてみませんか？

南砺市内のアパート等の民間賃貸住宅に契約し入居された方に家賃補助をします。申請日が転入・転居日から1年未満の入居世帯が対象となります。

★ 民間賃貸借住宅居住補助

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| 1. 転入世帯 | 月額 1 万円を 1 年間 |
| 2. 新婚世帯 | 月額 1 万円を 2 年間 |
| 3. 転入でかつ新婚世帯 | 月額 2 万円を 2 年間（2 年目は 1 万円） |
| 4. 転入でかつ学生世帯 | 月額 2 万円を 2 年間 |
| 5. 山間過疎地域の高校生世帯 | 月額 2 万円を 3 年間 |

転入世帯とは…南砺市へ転入した日から、民間賃貸住宅に入居した日までの期間が
1年未満で、転入の日前1年間市外に居住していた家族
新婚世帯とは…婚姻届を提出した日から1年以内の夫婦のいる世帯
学生世帯とは…大学・短大・専門学校等の学生のいる世帯
山間過疎地域の高校生世帯とは…旧平・上平・利賀村出身の高校生等のいる世帯で
南砺市内の民間賃貸住宅に新たに居住する世帯

10. 起業家育成支援事業補助金【担当 南砺市 商工課】(Tel 0763-23-2018)

市内で新規に事業を起こし、事務所等を新設し、かつ、その後の事業や販路の拡大等を積極的に行い、事業の拡大を図っていかうとする起業家に対し、事務所等の開設などに必要な経費について補助します。

- ★ 事業所等開設事業…補助限度額 300万円 但し同様の県・市の補助事業と併用は不可。
不動産購入費・設備購入費・設備設置費・登記経費・その他開業に係る経費等
- ★ 事業所等借上事業…補助限度額 月額 25,000円以内 最長3年間
事業所の賃借料
- ★ 販売促進事業 …補助限度額 40万円
広告料・展示会等参加費

これらの補助を希望される方は、事前に商工課振興係にご相談ください。

11. 子育てや住まい等の支援【担当 南砺市 南砺で暮らしません課】

(Tel 0763-23-2037)

定住促進を促すための子育てや住まい、就業等についての市の支援策をまとめたガイドブックを平成28年度版に更新しました。移住・定住を希望される方はぜひご覧ください。定住促進ガイドブックは南砺市のホームページでご覧頂けます。

12. ふるさと回帰転入助成金【担当 南砺市 南砺で暮らしません課】

(Tel 0763-23-2037)

平成26年4月1日以降に転入かつ就職した方の引越し費用を助成します。

助成額 引越し運送費用・荷造り等サービス費用の1/2 (限度額10万円)



作成担当 南砺市福祉課 社会福祉係

Tel 0763-23-2009